

## 「議員提出議案第4号 明石市工場立地法地域準則条例制定のこと」の再議について

令和3年第2回定例会12月議会において可決した「議員提出議案第4号 明石市工場立地法地域準則条例制定のこと」に対し、令和4年1月7日に市長から「再議」を求められました。

「再議」とは、市長が議会の議決などに異議がある場合に、改めて審議と議決を求める制度として、地方自治法に定められている制度です。

### < これまでの経緯 >

2020年(令和2年)12月22日	明石商工会議所から提出された「工場立地法による緑地面積率等の緩和に関する請願」を市議会が賛成多数で採択しました。
2021年(令和3年)12月21日	令和3年12月議会において、議員提出議案第4号「明石市工場立地法地域準則条例制定のこと(以下、 <b>本件議案</b> といいます。)」を賛成多数で可決(以下、 <b>本件議決</b> といいます)しました。
2022年(令和4年)1月7日	市長は、令和3年12月議会で可決した本件議案(条例)を公布せず、“本件議決は議会の権限を超え、憲法とSDGsに違反するものであり、違法である”と主張し、地方自治法第176条第4項に基づき、市議会に「再議」を求めました。また、これと合わせて2月21日に議会を開き、同日に本件議案を再議に付す旨の告示を行いました。
2022年(令和4年)2月21日	再議書の提出を受け、再議について、総務常任委員会で審査を行い賛成多数により本件議案を12月議会のとおりとすることを決定しました。(詳しくは、次ページIを参照)また、本会議では、再議に対する質疑、賛成および反対討論が行われ、 <b>賛成多数により、本件議案を12月議会の議決のとおりとすることを決定</b> しました。(詳しくは、次ページIIを参照)
2022年(令和4年)2月28日	市長は、2月21日の議決に異議があるとして、兵庫県知事に対し、本件議決に対する審査を申し立てました。(詳しくは、次ページIIIを参照)
2022年(令和4年)4月7日	市議会は、2月28日に市長が行った本件議決に対する審査申し立てに対する「 <b>弁明書</b> 」を兵庫県自治紛争処理委員に提出することを賛成多数で議決しました。(詳しくは、次ページIVを参照)

### ○再議とは？

議会の議決に異議がある場合、市長が審議のやり直しを議会に求めることができる制度です。

- 一般的拒否権(地方自治法第176条第1項)・・・議会の議決に異議がある場合に市長は理由を示して行使できます。(議決の日から10日以内に行うことができます)
- 特別的拒否権(地方自治法第176条第4項)・・・議会の議決がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認める場合に、市長は理由を示して行使しなければなりません。(期限の定めはありません)

一般的拒否権は再議により議決が確定しますが、特別的拒否権は市長が再度の議決になお違法性があると判断した場合、知事に審査を申し立てることができます(地方自治法第176条第5項)。知事が出す裁定に不服がある場合、議会や市長は裁判所に訴えることができます(地方自治法第176条第7項)。

このたび市長が行った再議は、地方自治法第176条第4項に基づく**特別的拒否権**です。

